

令和3年11月10日

嵐山町長 佐久間 孝光 様

嵐山町都市計画審議会
会長 深堀 清隆



嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
第4条第4項に基づく区域変更について（答申）

令和3年11月10日付け嵐発第8541号で諮問のあった嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第4条第4項に基づく区域変更について、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり付帯意見をつけて答申します。

（付帯意見）

区域を変更する土地の所有者等に対し、本内容の趣旨等について丁寧な説明を行うこと。